様式第九（第４条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和７年１０月３１日

経済産業大臣　赤澤　亮正　殿
文部科学大臣　松本　洋平　殿

[redacted]

産業競争力強化法第７条第１項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

１．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は３Ｄプリントをはじめとするデジタル技術を活用し、鉄道模型製造の事業拡大を目指している。ユーザが求める鉄道模型の提供と、顧客満足度の向上のため、当社の新事業活動として、リクエストを受けた鉄道模型の製品化サービス、およびその製品の一般販売を検討している。
現在の鉄道模型マーケットはメーカ主導であり、メーカが予測需要や技術的難易度を勘案し製品化する鉄道模型の車種を決定している。そのため、ユーザが求める製品が市場に供給されておらず、入手を諦めるような事例が発生している。
しかし、本サービスではユーザ主導で作成する鉄道模型を選択でき、ユーザの「欲しい」という気持ちに即応することが可能である。
鉄道模型の制作にあたり、実物の鉄道車両を保有する鉄道事業者の知的財産権を侵害しないよう配慮する必要があるが、どのような行為が侵害となるのか、明確に示されておらず、事業の実施をする前に、上記の懸念事項を払拭するために本照会を行う次第である。

２．新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本件は、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に該当する。前項に述べた通り、鉄道模型はメーカが主導して製品化している。鉄道模型は大ロット生産により、生産コストを抑えてきたという背景がある。
しかし、デジタル技術によって迅速な製品企画・設計・製造が可能となったことにより、小ロット生産による多種多様な鉄道模型の製品化が可能となった。したがって、従来であれば対応不可能であったニッチ市場のニーズにこたえることができるようになり、大きな需要の拡大が見込まれる。

具体的な見込み数は以下の通りである。
年間リクエスト受付件数：２件
売上見込み：６００千円
年間利益見込み：２００千円（取材費をふくむ設計費、製造費などとして２００千円／件を見込む）

３．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
（１）事業実施主体
サービス提供者：当社
サービス利用者：模型作成リクエスト者および同製品の購入希望者

（２）事業概要
当社は、以下のようなプロセスをすべてを行う。
・企画…　製品化リクエストへの対応可否の決定、価格戦略の決定
・設計…　パソコンなどを用いたモデリングおよび試作結果からのフィードバックの反映
・販売…　インターネットを介した通信販売など

（３）具体的プロセス
①依頼者は、SNS の DM 機能などを用い、以下各項目を当社宛に送信する。
・模型化希望車両の詳細（鉄道事業者、車両形式・編成構成、再現時期）
・模型諸元（縮尺、ライト点灯要否、関連既存製品との寸法互換性、その他特記事項）
・希望納期
・希望購入数

②それを受け、当社では、形状などの物理的実現性および、実物車両へのアクセス可否などの情報入手性について技術的に対応可能か検討し、対応可能な依頼であれば、以下のような詳細方針を決定する。
・実物鉄道車両の取材方法（現物、図面、写真など）
・モデリングの方針（リアリティ優先、コスト優先、関連製品との互換性優先など）
・パーツ分割方策
・各パーツの材料や必要員数

なお、平行して該当する車両の意匠登録がされていないか、また、車両に付随する各種表示・表記等が商標権、意匠権または著作権侵害の恐れがないか確認を行う。

確認方法としては、商標登録および意匠登録については特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）などを用い、当該商標および意匠が、該当分類にて登録されていないことを確認する。
著作権侵害については下記の項目について、一つでも該当する場合は著作権侵害とならないと判断する。

・対象物が文字のみ（字体を基礎として含むデザイン書体）で構成されている。
・模型化縮尺が 50 分の 1 以下の値で、対象物が極めて小さくなる。ただし、ある種の抽象画のように、単純かつ巨大な要素のみから構成されているなど、極めて小さくされた状態においてもなお、元来の特徴が十分に再現される場合を除く。
・著作権の保護期間が終了している。

一方、該当する意匠登録がなされている場合は依頼者に連絡し対応を終了する。
商標登録がなされているか、著作権侵害の恐れがある場合は、対象物を削除するか、もしくは各権利の侵害の恐れがないような無関係な文様・図形等に置き換えて対応を行う。
それでも権利侵害の恐れが否定できないと思われる場合は、依頼者に連絡し、対応を終了する。

③当社は上記②の情報とともに、見積金額や見積条件を依頼者に返信する。

④依頼者からの代金の支払いを確認後、実際に模型の 3D モデリングおよび 3D 出力を行い、完成品を依頼者に発送する。

⑤さらに当社は、当該依頼者以外にも広く需要が見込めると判断する場合は、当該模型商品を WEB ショップに掲載し、当初依頼者以外にも広く宣伝、販売を行う。ここで文書商品パッケージのラベルには、以下のように、地図等も用いて、実物車両およびその走行路線などの特徴を明らかにするための商品説明を記載する。

【商品ラベル等の記載例】

３Ｄプリント製鉄道模型　「3000 形」組立キット

本製品は、実在する鉄道車両「3000 形」を模型化したものです。3000 形は、2016 年に導入された車両であり、以下の地図に赤色で示すように、水産業や醤油産業で著名な千葉県銚子市の銚子駅で JR 東日本線と接続し、犬吠埼・外川方面に至る太平洋に面した地域を走行しています。

本キットでは、最新の 3D プリント技術を駆使し、この車両を忠実に再現しました。

設計・製造・販売：〇〇（鉄道模型メーカたる当社名の標示）

出典：国土地理院

ここに掲載する地図は、実物車両の走行路線の特徴が説明できるように、特徴的な地形（この例では海岸線）や著名な地名（この例では「銚子」「犬吠埼」「外川」ほか）、方位記号・縮尺表示のスケールバーといった地図要素等、が必要に応じて含まれるように範囲や縮尺を選択する。

なおこの例では、国土地理院が「地理院地図 Vector」にて提供する機能により、当該路線を国土地理院サイト自身が色づけたものを利用し、その色づけ以外は、国土地理院が定めた文字サイズ・表示項目などのデフォルト表示設定からの変更を行わないようにすることにより、表示スケールに応じた表示内容が自動的に選択された状態を保つことで、地図という図解装置を用いて実物車両の走行路線を説明するという意図を誤解・誤認されないものとした。

【備考】本例に使用した「銚子電気鉄道」は、2024 年 12 月現在、事業者名や路線名などの商標登録を行っていない事業者であるが、本照会ではあくまで商品ラベル記載方法の一例を示すために、任意に当該事業者・路線を選択したものであり、本照会での商標法との関係においては、地図中の文言が鉄道模型分野において有効に登録された商標と一致しているケースを想定しているものとご理解いただきたい。

国土交通省・国土地理院が提供する当該サービスのもつ機能だけを使用して地図を作成しても、以下のように表示項目を任意に選択し、また極度に拡大することによって、当該鉄道事業者名や路線名だけを恣意的に表示し、他の情報を排除することが可能ではあるが、これでは走行路線の説明にならないばかりか、あたかも鉄道模型製品の出所が当該事業者であるかのような印象を消費者に与える恐れがある。かりに当該事業者が鉄道模型分野を包含する商標登録を実施している場合は、商標権を侵害する可能性も発生するので、このような不適切な地図にならないよう、十分に注意する。

【不適切となるおそれのある地図の例】

出典：国土地理院

また、当該地区の土地利用・地形等の特徴如何によっては、上記記載例のような状態においてもなお、鉄道事業者名や路線名が必要限度を超えて目立ちすぎる場合も想定される。そのときは、たとえば以下のように文字を色づけせず、路線形状のみに色づけすることにより、特徴的な地形、著名な地名といった他の説明内容に必要な情報と比したときに、鉄道事業者名や路線名が目立つべき程度を超えすぎないよう配慮する。

【路線形状だけを色づけした地図の例】

出典：国土地理院

ネットショップなどで販売する際は、商品説明に同様の内容を含める。

（４）特徴
本サービスでは、デジタル技術の特性である以下の点を十分に発揮した即応性および低コスト性が、特筆すべき特徴として挙げられる。
・一般的なパソコン等で企画・設計作業ができ、個人単位や副業による活動が現実的に可能
・安価な家庭用３Ｄ／２Ｄプリンタで製造作業ができ、従来のような莫大な設備投資が不要
・以上にともなって、企画から製品化までのリードタイムと所要コストが劇的に減少

４．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

令和７年１０月以降

１項および２項に示すような、従来にないスピード感および、従来では対応できなかったニッチなニーズに対応した製品化サービスを開始する。

５．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

①著作権法

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

（保護期間の原則）
第五十一条著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
２著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

（団体名義の著作物の保護期間）
第五十三条法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

②商標法
（商標権の効力が及ばない範囲）
第二十六条
商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。
六　前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

６．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

はじめに背景事情を述べると、鉄道模型とは元来、元になる実物鉄道車両が存在し、外観上それを模したものであるので、結果として同様な外観を備えることは必然であることから実物鉄道車両を保有する鉄道事業者の知財権を侵害しない配慮が必要となる。

しかし、どのような行為が侵害となるのか、必ずしも明確でない点が大きな課題であるそのため、いたずらに鉄道事業者に許諾申請をおこなって時間と労力を消費するにとどまらず、彼我の事業規模の差も影響し個人に対してそもそも許諾を行わない旨の一方的通知がなされるなどの現実によって、法律の要請以上に委縮した事業活動を行わざるを得ない結果、

製品化断念に至るケースも散見される。このような状態では顧客リクエストに対応できないか、または対応できるかどうかの判断に膨大な時間を要するケースが頻繁に発生するという課題がある。

以上を前提として、各論点について解釈および見解を記載する。

①著作権法関連
本照会書３．（２）記載の当社の新事業活動におけるモデルの 3D 出力及び販売が、著作物性のないものの複製または、著作権法の定める保護期間を経過し終えたものの複製となることから、著作権侵害とならないことを確認したい。

実物鉄道車両そのものの形状や色彩は、そもそも鉄道車両が輸送機械たる工業製品であって文芸、学術、美術又は音楽のいずれでもないことから、著作物とは考えられないが、以下に列挙するような、表面や内部に記された図案などの構成部分については、美術の著作物に該当する可能性があるため、権利侵害を防止する必要があると考える。

・鉄道会社（公営を含む）の社章、CI マーク、コーポレートマーク（添付資料　例 1）

・車両を識別するための文字・記号など（添付資料　例 2）

・車両の形式や愛称、所属、特徴、関連するシンボルマークなど（添付資料　例 3）

・列車の種別や行先、走行路線、愛称、関連するシンボルマークなど（添付資料　例 4、例 5）

・号車番号や等級、喫煙可否などの表示

・製造メーカ名、メーカロゴ、製造年などの表示

上記の点について、文字については、関連裁判例：令和２年（ワ）第１９８４０号、平成６年(ネ)第１４７０号を参考できる。
すなわち、一般的に、文字の字体を基礎として含むデザイン書体（フォント類）の表現形態には、著作権の保護が与えられるような創作性が認められない。（ただし同じ「文字」ではあっても、「書」には著作物性が認められることがあり得る。）
文字の配置、縦横比率および単語の配置などや、それらから結果的に生じる全体構図について、一定の内容が考案・選定されていても、それにより著作物性があるとはいえない。
また、文字を構成する線分の傾斜角度や、「はね」部分等の変更形状、追加輪郭線など、比較的ありふれたデザイン的要素について、一定の内容が考案・選定されていても、それにより著作物性があるとはいえない。

今回当社にて車体に付す文字は、文字の字体を基礎としており、そのため文字については権利侵害が発生することがないと考える。

いっぽう文字でないもの、または文字のうち「書」に該当するものについて、写真などの客観的記録を調査することによって、団体名義の著作物であると考えられるものは公表後 70 年を、個人名義の著作物と考えられるものは死後 70 年を経過したことで、著作権の保護期間が終了していることが判明した場合については、権利侵害が発生することはないと考える。

保護期間がまだ終了していない場合については、関連裁判例：平成１１年（ネ）第５６４１号、平成２２年（ネ）第１００５２号、平成２６年（ワ）第１４０９３号を参考できる。

すなわち、模型化の過程に際しては、一定の縮尺比率によって対象物が縮小されることに着眼する。その作業の結果において、対象物の本質的な特徴、すなわち思想・感情の創作的な表現部分が再現されない場合は権利侵害が発生しないといえ、内容により以下(a), (b)のように分類できる。

(a)「書」の対象物においては直接的に裁判例が当てはまる。すなわち、裁判例にあるような５０分の１程度の大きさ、またはそれ以上の比率（たとえば１５０分の１スケール、

２２０分の１スケールなど）で縮小される結果、「字体、書体や全体の構成は明確に認識することができるものの、墨の濃淡と潤渇等の表現形式までが再現されていると断定することは困難である」という状態になる場合、これは侵害とならない蓋然性が高く、侵害となる蓋然性が高くなるのは(b)の末尾に例示するような特性をもち依拠性及び類似性が認められる場合と考える。

(b) イラスト・ロゴなど「書」以外の著作物について、単純に裁判例を当てはめられるわけではないが、たとえば１５０分の１スケール、２２０分の１スケールなどのように、「書」に関する裁判例に示された「５０分の１」に比してさらに３倍や４．４倍の縮小というきわめて大きな縮尺率においては、同様の結論となる蓋然性が、それだけ高まると思われる。換言すれば、一般人の通常の注意力を基準とし、これほどの高い縮尺率においては、美術の著作権の保護の趣旨に照らしたとき、創作的な表現部分がもはや再現されない、すなわち、画材、描く対象、構図、色彩、絵筆の筆致等、当該美術の美的要素の基礎となる特徴的部分を感得できなくなるため、これは侵害とならない蓋然性が高く、侵害となる蓋然性が高いのは下記に例示するような特性をもち依拠性及び類似性が認められる場合と考える。

すなわち、ある種の抽象画のように、単純かつ巨大な要素のみから構成されている場合には、極めて小さくされた状態においてもなお、元来の特徴が十分に再現されると考えられるので、模型化によって、その複製権を侵害する恐れが残っている。この場合には、対象物を削除するか、もしくは著作権侵害の恐れがないような単純な図形等に置き換えることとしているので、これにより侵害とならないと考える。

いずれにしても、依拠性や類似性の有無を客観的かつ確実に判断できるような一般的基準や公的ガイドライン等は現時点で存在せず、また現に紛争が発生しない段階では司法の場の判断を仰ぐような方法もない。したがって、上述のような考え方をもとに、依拠性や類似性が認められる度合いを個別具体的に事業者において検討し、その高低によって侵害の恐れの大小を判断することが、実務上とりうる方策の一つであることを確認したい。

なお上記構成部分は、実物鉄道車両においては、 塗装、フィルム・シート貼り付け、看板類、フィルム・布による巻き取り式の幕、LED 発光、打ち抜き、浮き出しなどによって具現化されているものを想定している。

また鉄道模型商品においては、以下のいずれかの方法によって具現化される。
・プリンタその他のデジタル出力装置または、印刷技術を応用した装置によって、インスタントレタリングやデカールシートなどの二次元状態で出力したのちに、それを売り手または買い手が、別途製作した三次元車体に貼りつけ、物理的な剥がれ防止措置を行って一体化させる

・車体と一体化させて、車体そのものの製作と同時に三次元状態で出力する

②商標法関連

本照会書３．（２）記載の当社の新事業活動におけるモデルの 3D 出力及び販売をするさいのパッケージ表示や商品説明が、商標法第二十六条の「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」（商標法第二十六条第六号）に該当するかどうか判断するにあたっての考え方を確認したい。

上記６①項で言及した各構成部分のうち、商標として登録がなされたロゴマーク等が存在する場合については、3（3）②項に記載のように、置き換えまたは削除によって模型製品そのものには含めないこととしている。ただし 3（3）⑤項に例示したように、商品パッケージや商品説明については、商標登録されたロゴマーク等は含めず、走行路線の特徴を説明するための地図を記載する。これは鉄道模型としての性質上、その商品がどこ、どれの実物を模型化したものであるか説明する必要があるために表示するものであり、鉄道模型の出所が当該鉄道事業者であるといった「何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識」させることを目的として記載するものではない。したがって同項に具体例を挙げて詳説したように、地図の表示項目や表示範囲について、誤解・誤認を招かないように注意することとしているものである。

ここで商標法のいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識する」かどうかに関して、一般的基準や公的ガイドライン等は現時点で存在せず、また現に紛争が発生しない段階では司法の場の判断を仰ぐような方法もない。したがって、商標法が、認識することができる「態様」かどうかを問うていることに対応する実務上の行動としては、需要者が認識する「おそれ」の有無、いわば需要者の主観的な認識から導かれる帰結について事業者が自主的に想定、推認することが求められているものと考える。

すなわち、善良なる需要者が通常の注意力をもって当該部分を視認したときに、本鉄道模型が何人かの業務に係る商品又は役務であると、当該部分の態様に因って認識してしまう蓋然性の高低を慎重かつ客観的に検討し、その結果、蓋然性が高ければ商標権侵害の可能性が高く、蓋然性が低ければ商標権侵害の可能性も低いことを確認したい。

７．その他

なし

添付資料（実物車両の例）

※各写真は本文に列挙記載した文言を理解しやすくするための一例であり、個々の写真内の具体的な状況についてのみの照会結果を求めるものではありません。

例３（車両の愛称）

例４（列車の愛称）

例１（社章）

例２（車両を識別するための文字）

例５（列車の愛称）